

第一種貯蔵所軽微変更届

根拠法令

一般則第28条第2項
法第19条第2項
液石則第29条第2項

適用

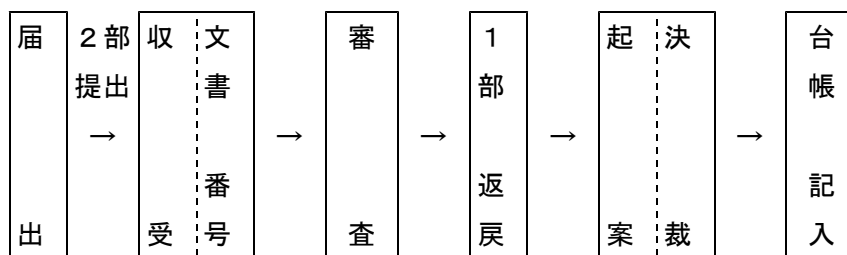
・貯蔵する高圧ガスの通る部分取替えの工事であって貯蔵能力が変更しないもの
 ・貯蔵する高圧ガスのガス通る部分の変更の工事
 ・貯蔵する高圧ガスのガスの通る部分以外の貯蔵所に係る設備の変更の工事
 ・貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事

※ただし、貯槽及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分の取替えの場合は軽微な変更の工事とはならず、許可が必要。

また、高圧ガス設備の取替えについては、大臣認定品、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が検査し、合格したものととの取替え、保安上特段の支障がないものとして認められたもの（可とう管<高圧ホース、金属フレキ管等>であって、KHK又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したもの）への取替えのみが軽微変更に該当する。

※詳しくは [平成30年3月30日付け20180323保局第13号高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて](#) を参照のこと。

手順



必要書類

- 1 第一種貯蔵所軽微変更届書 [（一般則様式第11、液石則様式第11）](#)
- 2 変更の概要を記載した書面 <留意事項>
 - ①変更の目的 変更理由を分かりやすく記載。
 - ②変更の内容 変更工事の内容等を分かりやすく記載
- 3 第19条第1項ただし書きの工事に該当していることを示す図面。

- ①事業所配置図
- ②貯蔵所の平面図

審 査

第19条第1項ただし書きに該当する工事か否か審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

決裁後、台帳に記載する。